近世末期、御室配下の六十六部集団について : 三 原市の新出史料から

| 著者 | 小嶋 博巳 |
|-----|--|
| 雑誌名 | 宗教民俗研究 = Studies of religious folklore |
| 号 | 24 · 25 |
| ページ | 72-91 |
| 発行年 | 2014 |
| URL | http://id.nii.ac.jp/1560/00000425/ |

近世末期、 御室配下の六十六部集団について

――三原市の新出史料から――

はじめに

織性をもった六十六部廻国者たちの集団が存在したこと総性をもった六十六部の当ちに仁和寺(御室御所)を本山としていただった、その配下で活動をしていた集団があったことは、少き、その配下で活動をしていた集団があったことは、少さ、その配下で活動をしていた集団があったことは、少さ、その配下で活動をしていた集団があったことは、少さなない史料によってすでに明白といってよい。ことに、安政四年(一八五七)、仁和寺が直末寺院に宛てて六十六安政四年(一八五七)、仁和寺が直末寺院に宛てて六十六安政四年(一八五七)、仁和寺が直末寺院に宛てて六十六本の四年(『公文録』所収)が確認されるに及び、少なくとして、大十六部のうちに仁和寺(御室御所)を本山としていただ、その配下で活動をしていた集団があったいとは、少さいたが、大十六部の方ちに仁和寺がではないものの、大十六部のうちに仁和寺に行いたとといる。

描き出す作業が求められる段階に至っている。 描き出す作業が求められる段階に至っている。 描き出す作業が求められる段階に至っている。

しかして、まことに幸いなことに、幕末期、御室配下の

てみたいと考えるものである。 は、それを用いて、この問題について少々の新知見を加え に関わる複数の文書が伝世していることが判明した。小稿 六十六部集団に属していたある人物の子孫のもとに、 それ

少林寺廻国供養塔と松岡家文書

広島県三原市須波西の少林寺(曹洞宗)の境内に、総高

に「御室御所御支配」の文字が刻まれていることである。 と理解されるのであるが、興味深いのは、願主源治郎の肩 文書が残されていたのである。 成員だったことが明示されているのであり、 豊田郡)源治郎の廻国成就の供養のために造立されたもの 塔の定形に近く、元治元年(一八六四)、須波村 文は図2のとおりである。正面の主銘・脇銘等は廻国供養 孫にあたる地内在住の松岡秀人家に、これに関わる一群の つまり、源治郎は仁和寺の配下にあった六十六部集団の構 一八二センチを測る角柱の廻国供養塔が立つ(図1)。銘 事実、その子 (安芸国

源治郎は秀人氏の四代前の当主で、 少林寺過去帳によっ

近世末期、

御室配下の六十六部集団について

る。その人とな 年は不詳であ 明している。生 歿したことが判 て明治十四 一八八二)に 年

活などは、すで 機、帰郷後の生 りや、廻国の動 や納経帳など、 取り上げる文書 おらず、ここで には伝えられて 群以外には、笈 に現在の松岡家

右面 同世話人 村御役人 東屋松三郎 向井屋和三郎 何某つマ 国

触れるように、 う遺品も残さ れてはいない。 廻国にともな のちにも 左面 正面)奉納大乗妙典六十六部供養塚 元治元甲子年八月七日本家 天下和順 日月清明御室御所御支配願主源治郎 年清力蔵 世話人 同行中 役附中 主施方十

> 図 2 同銘文



図3 松岡家文書 郎の廻国とその供養 章に残しており、一、 子を伝聞によって文 て記憶されていたら 筆すべき出来事とし 行事は地域社会の特 盛大な廻国供養の様 二代前までは、源治

を数える。以下、これを年代を追って検討してゆきたい。 て廻国成就の供養を経ての引退にまで及び、点数は二〇点 た(図3)。内容は、源治郎の六十六部集団への加入に始まっ 紋入りの函に収められて、松岡家の床の間に安置されてき くだんの文書は、「御室御所御定目」と朱書された菊花

源治郎の「天蓋」仲間入りと「順行」まで

三年(一八五六)の次のものである(以下、松岡氏所蔵文 書〔松岡家文書〕全二○点を年月日順に文書Nと記すこと 一連の文書のうち、もっとも早い年号をもつのは、安政

先住夫人が源治郎の で亡くなった少林寺 二〇一二年に九六歳

とする)。

[立合連名一札]

連名一札之事

長泉寺(印)おゐて我々共立会之上御天蓋着為致候処 実正ニ御座候間、何卒先々御同行衆中様宜敷御頼奉申 ニ付、武州熊三郎殿ヲ以願出候間、武州高麗郡高倉村 此度芸州豊田郡源治郎与申仁、天蓋二而順行致度由

安政三辰年

上候、為後日之連名仍而如件

五月日

江戸徳明(爪印、以下同じ) 一同

大坂輔次郎/佐土周造 信教/奥州京造

後市平 州要吉/野州弥吾七 下総善吉/備後文助 前与右衛門/武州熊三郎 /武州庄太郎 /防 源治郎が、「天蓋にて順行」したい旨を武州熊三郎を通にほかならない。

九峰修行日記』によって知られる。この日記には再々「天ことが、文化年間に廻国した野田成亮(泉光院)の『日本六十六部に関してはこの語がさらに別の意味をもっていたの上に取り付けたりする笠をさすものであろう。しかし、う呼ばれたように、直接にはこれは六十六部が被ったり笈注目されるのは「天蓋」である。虚無僧の深編み笠がそ注目されるのは「天蓋」である。虚無僧の深編み笠がそ

「天蓋同行」 これでは「天蓋同行」

し、泉光院

はこれを

の語が登場

図 4

で用いているのである。これが泉光院の私的な用法なのか、部」と同じ意味で、つまり職業的な六十六部廻国者の意味「渡世の六

当時一般的な呼称であったのかは判然としなかったが、近当時一般的な呼称であったのかは判然としなかったが、近当時一般的な呼称であったのかは判然としなかったが、近当時一般的な呼称であったのかは判然としなかったが、近当時一般的な呼称であったのかは判然としなかったが、近当時一般的な呼称であったのかは判然としなかったが、近当時一般的な呼称であったのかは判然としなかったが、近当時一般的な呼称であったのかは判然としなかったが、近当時一般的な呼称であったのかは判然としなかったが、近当時一般的な呼称であったのかは判然としなかったが、近当時一般的な呼称であったのかは判然としなかったが、近当時一般的な呼称であったのかは判然としなかったが、近当時一般的な呼称であったのかは判然としなかったが、近当時一般的な呼称であったのかは判然としなかったが、近当時一般的な呼称であったのかは判然としなかったが、近半にはいるというに対している。

したがって、この文書は、源治郎が職業六部となって廻

仲間が集まり、長泉寺で仲間入りさせたという経緯ではな を志し、その旅の途中で天蓋六部の熊三郎と出会ってみず 寺で仲間入りした事情も、鳥谷紹介の事例を参考に想像す と同様のケースということになる。安芸の源治郎が武蔵の かったかと思われる。 からもプロの六部行者になりたいと考えた、それを聞いて れば、源治郎はなんらかの心願によって六十六部日本廻国 た、と理解される。つまり、鳥谷が紹介する出雲の巡礼者 着」という加入儀礼を執り行い、源治郎を仲間入りさせ 誘に源治郎が応じ)、そこで六部仲間が集まって「御天蓋 国したいという希望を熊三郎に伝え(あるいは熊三郎の勧

測され、天蓋が職業六部の標章ないし象徴として扱われて いたことがわかる。 あるが、天蓋つまり六部特有の笠を着用させる儀礼かと推 なお、「御天蓋着」はこれまで知られていなかった語で

十二月の日付をもつ「御室御所御定目」(図5)である。 さて、これに次ぐのは、三年後の安政六年(一八五九) 御室御所御定目 芸州豊田郡須波村 源治郎

御室御所御定目之事

回国行者、天下泰平・国土安穏・五穀成就可奉祈

者也

可御納経者也 回国行者、天下祈念專一也、依之日本国中一之宮

回国行者可為念仏行者、 依之受有信之輩施物、

H

回国行者第一 本国中村々浦々遠国不残可令修行者也

修行、自然致修行之妨者有之節、或船川渡泊宿其 公儀御法度者勿論、 国々之国法等相守涯分穏二可令

出 申出者也 節ハ当御所江可 其所役人江可申 之儀出来候ハ、 万一不相済

惣而威勝ヶ間敷 也、依之武具類 密行法之一端 不可致所持 併五寸以下



マフハ不苦候、且笈仏之儀者其行者之任信仰可為念守刀ハ不苦候、且笈仏之儀者其行者之任信仰可為念

誦仏、尤仏具指添候事茂差許者也

来手形持参可有之者也 回国行者行暮候節ハ、其所役人相頼止宿可致、尤往

回国行者出逢候時ハ、相互ニ国所尋合納経等相改、

為擯撥者也 若胡乱ヶ間敷者於有之ハ、其所役人之所ニ而急度可

罪之次第承合不容易儀二候得者其筋江願出、 回国同行中心得違之者有之、其所之役方召捕候ハ、 可相払事、両人相対致間敷者也 尤同行中法外之者於有之ハ、三人立会三道具等取上 回国同行中却而大勢集間敷、三人以下ハ不苦候、 御定目

わゆる寺侍である。

当御所江可有返上者也 書并三道具等申下

御定目之旨趣急度相守可令回国者也

安政六年 十二月廿八日 芝築地総在庁

橋本民部卿 印

矢守備後守

近世末期、 御室配下の六十六部集団について

芸州豊田郡須波村

行者源治郎

叡山の「御定目」と大差ないとしてよいが、発給者ならび内容は、これまでに紹介されている御室御所ならびに東 下の三人は、この前々年、連名で仁和寺の六十六部支配の に日付が明記されている点で貴重である。芝築地総在庁以 「復旧」を諸国の末寺に通達しており、仁和寺の役人、い(②) [文書2]

それにあたるのかもしれない。 るようにしたいと願い出ているので、あるいはこの三つが としてそこから天蓋・幡・鉦鼓等を頂戴して諸国を順行す をさすか、ここには明言されていないが、のちに仁和寺が 寺(千本釈迦堂)を戴くことを画策し、今後は同寺を本山 六十六部支配から撤退した際、六部集団はあらたに大報恩 なお、八か条め・九か条めに言及される「三道具」が何

この御定目の末尾には、次のごとき小さな紙が貼付され

安芸国行者源次郎義、

今般御定目・天蓋頂戴無相

之候、態々持参二不及候事 中病死等いたし候節者、序を以京都惣会所迄返上可有 御定目御書附者御大切之御書附故、自然此者於途

御支配下総宰役

安政七申年正月 星野上総 印

金剛院の塔頭、地蔵院(金目地蔵院)におかれていた。 のいわば本部であり、明治初年には御室の院家であった法 直接の担当者とみてよいかと思う。京都惣会所は六部集団 登場する。これも仁和寺の寺侍の一人で、六十六部支配の れ)に「御室御所御支配六十六部取締役人」という肩書で ちに言及する史料(御室八十八カ所修覆のための勧進申入 会所」まで返上するようにと記している。星野上総は、 宰役・星野上総なる人物が、源治郎に対する御定目と天蓋 の授与を確認するとともに、死亡時には御定目を「京都惣 御定目」の日付からいえば明けての正月になるが、総

県渋川市の狩野新作家文書中にも存在する。 なお、この部分も含めてほぼ同文の「御定目」が、群馬 これには理由があったようである。「御定目」の授与の二 の「御定目」の授与まで、すでに三年半が経過しているが、 ところで、安政三年の武州長泉寺での仲間入りからこ

> められることになるが、そこに次のようにある。 か月後の安政七年三月、 源治郎は惣会所から「順行」

「添書」

御室御所御支配芸州産源次郎、 (印) 口演 右之仁惣会所居合御座

御殿御奉公如法ニ相済、会所ハ勿論無滞諸事相済、 候処、至極神妙之者ニ而

合一統相談之上今度順行為致候間、宜敷奉頼上候、 其国之法合有之候共足留無之様巡行之段偏 : 坴[

京都御免

日本惣会所

印

早来又次郎(印)

元締役

役附中(印

国々出張所

居合中

は仲間入りしてただちに廻国をしていたわけではないこと 六部としての廻国の意と推測する。であるならば、源治郎 「順行」は、この場合、組織の一員としての廻国、

みがあったのかもしれない。 務で、これを無事勤め上げてのち、廻国に出るという仕組 の下働きなどもしていたのであろう。これは新加入者の義 間入り後、京都の惣会所つまり組織の本部に詰め、仁和寺 殿御奉公」や会所の仕事を無事に済ませたとあるから、仲 になる。この文書には、源治郎は「惣会所居合」として「御

格を認める身分証のようなものかと思われる。翌閏三月に は仁和寺から輪袈裟の着用も認められている(文書8)。 いが、文書4と同じ年月を記す文書5(図6)は、この資 ことであろう。中心部分が失われているために明瞭ではな して、組織の一員としての廻国の資格を認められたという 一定の地位を獲得し、安政七年正月に至って御定目を拝領 いずれにしても源治郎は、三年半のうちに六部集団内で

総会所の符 (長 18.5cm) 図 6 後して、御室御 は、これらに前 興味深い

上金」の請取が 所に対する「献 一点、残ること

である (文書3

日付以外を版刷りしており、相当数が発行されていたこと その請取を出している。請取状は金額・宛先(献納者)・ 同じく一五〇疋を、それぞれ上納しており、京都惣会所が 6)。安政六年十二月には金一〇〇疋を、 翌七年三月には

また、同時期の次の請取状も残る。 請取 壱通 源次郎

を窺わせる。

覚

金弐百疋

御室御所御山内八十八ヶ所大師御修覆ニ付助力仕リ奉 納相済、并会所普請・惣墓供養共諸事相済、

リ慥ニ致受納、依之請取書一札如件

書面之通

京都御免

日本惣会所

安政七年 元締役

早来又次郎 印

役附中 印

芸州産源次郎殿

仁和寺の背後の成就山には文政年間に開かれた八十八カ

近世末期、 御室配下の六十六部集団について

師堂が建つが、開創後まもなく地震で堂宇が倒壊するなど 所の写し霊場があって、全長三キロほどにわたり八八の大

のではないかと推測する。 のであるが、御室配下の六部たちがこの勧進で配札したも 揚がりであろう。なお、図7は筆者がたまたま入手したも もこの勧進活動に従事したのであって、金二〇〇疋はその 早島領と備後福山藩領の村に残っている。おそらく源治郎 修覆を謳った勧進を行なっていたことを示す史料が、備中 じつは、幕末期、仁和寺配下の六部が御室の八十八カ所の わえて会所の普請と「惣墓供養」)に醵金したのである。(ヒン して、何度か修覆事業が行われたらしい。源治郎はそれ(く

源治郎は笈仏を所有することになる。 順行」を認められた二年後の文久二年(一八六二)七月、

笈仏譲証文壱通入」

譲証文之事



力所日参回向符 (長 33.5cm)

笈仏壱荷本尊弘法大師

礼金弐歩

之砌、同国嘉太郎殿より同源治郎殿江相譲申処実正 白ニ御座候、先々御同行様宜敷御願申上度、為向後譲 右之笈仏、此度芸州賀茂郡小用浦於観音堂同行出会 丽

証文仍而一札如件

文久二年戌七月日

譲主嘉太郎

石州甚吉/備後茂平/作州駒吉/

同国治郎

/同定治郎

/ 芸州幸之助

先々御同行衆中

当国源治郎殿

なく、人びとを仏に結縁させて喜捨を募る機能が期待され が留められており、彼らの笈には旅具としての実用性では 金二分で譲り受けている。多くの絵画資料や幕末・明治期 ていたとみられるが、源治郎が譲られた笈もその種のもの の写真に、背の高い華美な笈に仏像を納めて歩く六部の姿 (「一荷」とあるから、本尊だけではなく笈一式である) を 芸州の嘉太郎という人物から、弘法大師を本尊とする笈

ステータスの上昇を意味するものかもしれない。 なかったということであろう。笈の所有は、集団内部でのの集団として行動することも多く、源治郎はまだ笈はもた少なからず遺っているので、職業的な六部たちは数人程度数人連れの六部のうちの一人だけが笈を負うという写真がこの段階で笈を手に入れるというのも奇異の感があるが、この段階で笈を手に入れるというのも奇異の感があるが、であったろう。すでに二年以上「順行」していた源治郎がであったろう。すでに二年以上「順行」していた源治郎が

三 源治郎の廻国供養と「隠居

際の廻国の様子を具体的に知ることができない。ただ、文ないことである。そのため、納経した寺社や旅程など、実源治郎の史料でひとつ惜しまれるのは、納経帳が伝わら

して帰村するまでに、さほどの時間はたっていない。ており(後掲の文書10)、笈の入手後、廻国を成就したと供養)のために勧進することを須波近郷の村々に申し入れ久三年(一八六三)九月、源治郎は満願成就の供養(廻国

一貫して旅の生活を送っていたわけではない。 一貫して旅の生活を送っていたわけではない。 一貫して旅の生活を送っていたわけではない。 一貫して旅の生活を送っていた年月については、少林寺先住夫人 原治郎が離郷していた年月については、少林寺先住夫人 原治郎が離郷していた年月については、少林寺先住夫人 に書のの生活を送っていたも、前述のように京都の は計算があうことになる。もっとも、前述のように京都の は計算があうことになる。もっとも、前述のように京都の は計算があうことになる。もっとも、前述のように京都の は計算があうことになる。もっとも、前述のように京都の は計算があうことになる。もっとも、前述のように京都の は計算があうことになる。もっとも、前述のように京都の では計算があったときは、死んだと思っていた を巡拝し、須波に帰ってきたときは、死んだと思っていた とは、死んだと思っていた を巡拝し、須波に帰っていた ので、一同大そう驚いた」と伝えられていた を巡拝し、須波に帰ってきたときは、死んだと思っていた を巡拝し、須波に帰っていた のが安政に には、死んだと思っていた を巡拝し、須波に帰っていた のが安政に には、のが安政に には、のが安政に には、のが安政に には、のが安政に には、のが安政に には、のが安政に には、のがとといいては、少林寺先住夫人

御聞済可被下候得者難有仕合ニ奉存候、村々御役人様座候得共、御村方四十八日之間念仏修行之程、御内々力ニ難叶、十方之施入ニて供養成就仕度、時節柄ニ御、十六部満願ニ相成候、然処今般供養仕度存候得共自、前略) 然ニ豊田郡須浪村住人源次郎申者日本廻国勧進への協力を申し入れる文書は、次のとおりである。

廻国供養にあたって、このように近在を勧進して資金を

何卒此段偏奉希上候

以上

文久三年九月日

豊田郡須浪村

1 / 7

村用所

世話人 松三郎(印) /同 和三郎(印)

(文書10

養塔にも名を刻む向井屋(安田姓)・東屋(西原姓)の当は村政を扱う所、すなわち庄屋の意であろう。さらに、供

少林庵は現在の少林寺で、源治郎の檀那寺である。「用所

源治郎

たり、源治郎は村をあげての協力を取り付けることができ最有力の豪家とされる。つまり、廻国供養を執り行うにあ主松三郎・和三郎が名を連ねている。両家は須波における

たのである。

らには、少林庵・和三郎・松三郎のほか、「同村庄屋永十郎」か月後の文久四年二月にも出されている(文書11)。こちは容易ではなかったようで、勧進の申し入れは、再度、五はっとも、こうした村方の協力にもかかわらず資金調達

の名が見える。

様のことがあったことは想像に難くない。 文書の上には現れていないが、この勧進には六部仲間が 文書の上には現れていないが、この勧進には六部仲間が 文書の上には現れていないが、この勧進には六部仲間が 文書の上には現れていないが、この勧進には六部仲間が 大書の上には現れていないが、この勧進には六部仲間が

「供養立合連名一札 壱通」

無事に供養が執り行われる。次の文書がそれを示す。

ともかくことは成就し、元治元年(一八六四)八月七日、

供養連名之事

一今般、其元満願供養致度由年始出会之砌同所一統江

而供養法行仕候実正也

同行立合連名一札如件 尤買掛等茂不残算用等相済無何事供養成就仕候、仍而

芸州豊田郡須浪村

本願主源次郎宅ニ而

九治元年 会所 芸州浄心(印)/同 嘉太郎(印

子八月七日 / 取締〃喜七郎(印)/同〃幸之輔(印

/取次〃豊三郎/同〃久輔 (印) /同

常州啓之祐(印)

牌や遺訓が伝えられていた。御室配下の六部集団にあって

も、この伝承が意識されていたのである。

一同佐吉/常州清次郎/芸州亀吉/上同行 河内蔦五郎(爪印、以下同)/芸州甚吉

/尾州鉄五郎/芸州多右衛門/同政之州松次郎/芸州辰次郎/和州直右衛門

助

御室御所御家来

吉川孝道(印)/松岡了戒(印)/東 忠祐(印)

尼同行

州この/豊前ぬい芸州たきの/同ませ/上州いと/芸

叶千秋萬歳

ある。六十六部の世界では、この日付を記した頼朝房の位頼朝房(坊)、すなわち源頼朝の前生たる納経聖の忌日では注意しておきたい。八月七日は、六十六部の祖とされる。日取りについて、「八月七日は、六十六部の祖とされるる。日取りについて、「八月七日は、六十六部の祖とされる。日取りについて、「八月七日は、六十六部の祖とされると説が立った源治郎が供養執行を願い出、評定のうえ供養執行「年始出会」の折に一統に願い出、評定のうえ供養執行

降、「立合」「立会」という肩書で数名あるいはそれ以上の海心以下、肩書をもつ者七名、他に「立合同行」一名、「尼海心以下、肩書をもつ者七名、他に「立合同行」一一名、「尼海州出張所(出張会所)の幹部であり、この供養の「脇願主」「世話人」という立場にあった。両名を含め芸州の願主」「世話人」という立場にあった。両名を含め芸州の願主」「世話人」という立場にあった。両名を含め芸州のあろう。廻国供養塔では文化末年(一八一〇年代後半)以あろう。廻国供養塔では文化末年(一八一〇年代後半)以あろう。廻国供養塔では文化末年(一八一〇年代後半)以あろう。廻国供養塔では文化末年(一八一〇年代後半)以あろう。廻国供養塔では文化末年(一八一〇年代後半)以あるいはそれ以上の

近世末期、御室配下の六十六部集団について

名を記したり、「立合同行中」と刻んだりする事例が出現名を記したり、「立合同行中」と刻んだりする事例が出現に和寺からも「御家来」三人が派遣されている。本山のは仁和寺からも「御家来」三人が派遣されている。本山のは仁和寺をはじめ、組織をあげての関与があったのである。一芸州豊田郡須波村源治郎、申者、六十六部日本回国順行相済帰国ニ而此度満願供養納経塔ョ立、拙寺開順行相済帰国ニ而此度満願供養納経塔ョ立、拙寺開順行相済帰国ニ而此度満願供養納経塔ョ立、出寺開展が出現名を記したり、「立合同行中」と刻んだりする事例が出現名を記したり、「立合同行中」と刻んだりする事例が出現名を記したり、「立合同行中」と刻んだりする事例が出現名を記したり、「立合同行中」と刻んだりする事例が出現名を記したり、「立合同行中」と刻んだりする事例が出現名を記したり、「立合に対している。

元治元年 同村 少林庵(印)

子八月七日 同村 役人衆中/同世話人和三

源治郎殿郎/松三郎

(文書13)

を刻んでいるが、この事情を示すものである。 大部集団が供養執行を証明した文書12に対し、こちらであろう。六部集団が関わった近世後末期の廻国供養塔は、 であろう。六部集団が関わる共同事業の性格をもったということれぞれの立場で関わる共同事業の性格をもったということれぞれの立場で関わる共同事業の性格をもったということがあろう。
六部集団が供養執行を証明した文書12に対し、こちらで大部集団が供養執行を証明した文書12に対し、こちらで

を表みに、このように廻国供養の執行を証した文書は、 ちなみに、このように廻国供養の執行を証した文書が必要とされたのだと思われる。 が必要とされたのだと思われる。 が必要とされたのだと思われる。 が必要とされたのだと思われる。 が必要とされたのだと思われる。 が必要とされたのだと思われる。

人の重みで、寺の床が抜けはせぬかと心配したそう大いなる行事は他になし』との書き物も残っている。その時、三原の寺13ケ寺、諸国から集まった行者六寺先住夫人の文章に興味深い記述がある。

朝の十時から昼三時まで、御祈祷 法要が続けら

である。

変な物入りでもあったらしい。(西原種樹氏談)(②) れたが、米の出来ない須波で30俵の米を調達し、 大

事は云々」を記すという「書き物」は確認できていない。(※) ことは事実であろう。残念ながら、「これ以上大いなる行 はないが、伝えられているような雰囲気の法要が行われた 部二○○人以上などとある数が実数かどうかは確認する術 で語り継がれる特別な出来事だったのである。集まった六 ある。源治郎の廻国供養は、このように、地域社会のなか 西原種樹氏とあるのは須波の村氏神社の宮司(故人)で

少々興味深いのは、供養の二日後の次の請取証文である。

覚

金壱両

銀札三拾目也

右者源次郎殿供養之残金、 慥ニ請取申候処実正ニ御

座候、仍而如件

元治元年

子八月九日

脇願主

浄心(印)

世話人 嘉太郎

居合同行中

村世話人和三郎様 /同松三郎様/同力蔵様

近世末期、 御室配下の六十六部集団について

> 治郎と会所や役附居合中とのあいだで金子のやりとりが のほかにも、年月日を欠き、委細も不詳であるが、願主源 の一部は、六部集団の収入になったということである。こ 主浄心らに引き渡されている。勧進によって集まった資金 あったことを示す文書が残る(文書20)。 さて源治郎は、この供養をもって「隠居」することになる。 供養の残金の金一両と銀札三〇目が、村世話人から脇願

隠居免書 壱通」

掛物之義□差免者也、病気見舞死去之義ハ相掛不申 今度隠居被願出候処、早速役附中御承知致、何角諸 此宗承知可被致候、仍而如件

芸州豊田郡須浪村源次郎ト申同行、満願供養成就仕、

元治元年子八月日

芸州出張会所(印)

守浄心(印)/惣代嘉太郎

,役附/居合中

御室御所見廻役 吉川孝道 印

八五

源次郎殿

〔文書15〕

ところからすると、源治郎はこれをもって組織を離脱した病気死亡の際にも関わりをもたないことが確認されている以後 [諸掛物] (種々の上納金であろう) を免除すること、

治郎の場合は家郷の生活に復帰することを選択したという長く組織にとどまって活動を続ける者もいたらしいが、源養塔に名を刻む例は稀ではなく、職業的な六部のなかには

知られる。

仰という理念からおおきく遊離していることがあらためて

とみられる。ひとりの六部が長期にわたって各地の廻国供

治郎はふたたび笈を入手している。(一八六六)、なぜか源(ただし、この二年後の慶応二年(一八六六)、なぜか源

ことである。

覚

二郎殿へゆすり引仕候、右礼金慥ニ受取申候、以上ゑ、笈仏本そん地蔵菩薩、佐伯郡浄心殿ヨリ同国源の此度芸州賀茂郡小用浦観音堂ニをいて同行立合のう

慶応二年

寅三月四日

立合 鉄五郎 (印) /嘉太郎 (印)

ゆすり主

浄心 (印)

豊田郡 源治郎殿

弘法大師を本尊とするものであったのに対し、今度は地蔵(供養の脇願主であった浄心が譲り主である。さきの笈が

への傾斜という側面とともに、近世の六十六部が法華経信の信仰に任せ云々とあるとおりなのであろう。先述の念仏を祀る笈であった。「御定目」の五か条めに、笈仏は行者

再度の笈入手に至った事情は詳らかではない。ただ、こ再度の笈入手に至った事情は詳らかではない。ただ、こ再度の笈入手に至った事情は詳らかではない。ただ、こ再度の笈入手に至った事情は詳らかではない。ただ、こ

まとめ

|○点の文書を追ってみた。冒頭に述べたように、近世末安芸国須波村源治郎の六十六部としての活動に関わる

いなかった。これによって、職業的六十六部の組織の実態かに先述の鳥谷紹介の事例を除けば)、これまで知られてのあり様が多少なりとも具体的に窺えるような例は(わずとはすでに明らかであったが、ひとりの行者について、組財、仁和寺の配下に職業的な六十六部の組織が存在したこ期、仁和寺の配下に職業的な六十六部の組織が存在したこ

①まず、六十六部集団には「御天蓋着」という加入礼がのまず、六十六部集団には「御天蓋着」という加入礼がの「天蓋」は六部集団の構成員を呼ぶ語であったとみられるとただちに廻国先に仲間が集まって行われたらしたが、
歳礼郎の例をみる限りでは、仲間入りの希望が伝わるが、
まついたことが窺える。

の一面が浮かび上がってきた。

する上納金を納めており、これも地位獲得のために必要ならく京都近辺で勧進に従事していたのであろう、組織に対いた。源治郎の場合、御天蓋着ののち、御定目・天蓋の授与、いた。源治郎の場合、御天蓋着ののち、御定目・天蓋の授与、いた。源治郎の場合、御天蓋着ののち、御定目・天蓋の授与、いた。源治郎の場合、御天蓋着ののち、御定目・天蓋の授与、いた。源治郎の場合、御天蓋着ののち、御定目・天蓋の授与、いた。源治郎の場合、御天蓋着ののち、御定目・天蓋の授与、いた。源治郎の場合、御をはいた。

ことであったに違いない。

譲られるものであったようである。ではなく、ある段階で、組織内で(おそらく上位者から)③笈は、かならずしも順行の最初から所有していたわけ

(4)廻国供養の執行には、村方の協力とともに、六部集団の大きな関与があった。供養の場には組織内の六部が多数の大きな関与があった。供養の場には組織内の六部が多数の大きな関与があった。供養の場には組織内の六部が多数の大きな関与があった。供養の場には組織内の六部が多数の大きな関与があった。供養の場には組織内の六部が多数の大きな関与があった。供養の場には組織内の六部が多数の大きな関与があった。供養の場には組織内の六部が多数の大きな関与があった。供養の場合といった形式的なものに留まらなかった。

とつであったと思われる。
いのであったと思われる。
いのであったと思われる。
いのであったと思われる。
いのであったと思われる。

たが、より具体的に裏付けられた。文書(『公文録』所収)からある程度は知られたことではあっこれは、明治四年のいわゆる六十六部の禁令に至る一連の所(出張会所とも)がおかれ、役付によって差配されていた。⑥六部集団には、京都の惣会所のほか、地方ごとに出張

以上、近世末期の職業六部たちが想像以上に組織だった以上、近世末期の職業六部たちが想像以上に組織だった以上、近世末期の職業六部たちが想像以上に組織だった以上、近世末期の職業六部たちが想像以上に組織だった以上、近世末期の職業六部たちが想像以上に組織だった以上、近世末期の職業六部たちが想像以上に組織だった

註

- (1) 日野西眞定「高野山の六十六部史料」巡礼研究会編『巡礼論集2 六十六部廻国巡礼の諸相』岩田書院、二〇〇三年、二二二 国町・性海寺には安政五年七月付の廻達の原本が所蔵されている(福井県文書館 C0032-00266)。群馬県東吾妻町・顕徳寺にもる(福井県文書館 C0032-00266)。群馬県東吾妻町・顕徳寺にもる(福井県文書館 C0032-00266)。群馬県東吾妻町・顕徳寺にもる(福井県文書館 C0032-00266)。群馬県東吾妻町・顕徳寺にもる(福井県文書館 C0032-00266)。
- 究所年報』二五、ノートルダム清心女子大学生活文化研究所、る仁和寺の六十六部支配の終焉と六部集団――」『生活文化研(2)小嶋博巳「明治初年の六十六部の本山問題――『公文録』にみ

二〇二二年。

- (3) 安政四年の廻達(前掲註1)には、中絶していた六十六部支配 (3) 安政四年の廻達(前掲註1)には、中絶していた六十六部支配 いては同様のことがすでに十八世紀後半に遡るであろう。ちなみに、東叡山寛永寺につく十八世紀後半に遡るであろう。ちなみに、東叡山寛永寺については同様のことがすでに十八世紀前半からみられる。 いては同様のことがすでに十八世紀前半からみられる。
- (4) 徳島県つるぎ町・東福寺美術館蔵の笈に付属する木札(高三八七ンチ)に、表面「御室御所御支配」、裏面「文久二戌年(一八六二) インチ)に、表面「御室御所御支配」、裏面「文久二戌年(一八六二) 世六部の廻国と作善」愛媛大学「四国遍路と世界の巡礼」研究世六部の廻国と作善」愛媛大学「四国遍路と世界の巡礼」研究は「御免総会所(印) 三百拾八番/上州勢田郡津久田村/行は「御免総会所(印) 三百拾八番/上州勢田郡津久田村/行は「御免総会所(印) 三百拾八番/上州勢田郡津久田村/行は「御免総会所(印) 三百拾八番/上州勢田郡津久田村/行は「御免総会所(印) 三百拾八番/上州勢田郡津久田村/行は「御免総会所(印) 三百拾八番/上州勢田郡津久田村/行は「御免総会所(印) 三百拾八番/上州勢田郡津久田村/行は「御免総会所(印) 三百拾八番/六十六部回国行者/越後
- (5) この字句は、目下、以下の四基の廻国供養塔でも確認している。

- みはら歴史と観光の会、一九九四年、九頁。(6)能方幸子「少林寺の六十六部 碑について」『わが町三原』四三、

字が見える

- (7) 佐渡周造と備後市平は高崎市飯塚町・安政五年銘塔に、備後文助は長野県宮田村・嘉永元年銘塔、仙台市青葉区宮町(清浄光七は、廻国の途次で客死したらしく、埼玉県小川町中爪(普光七は、廻国の途次で客死したらしく、埼玉県小川町中爪(普光七は、廻国の途次で客死したらしく、埼玉県小川町中爪(普光七は、廻国供養塔約八七〇〇件の情報を「廻国供養塔が立つ。なお、筆寺)に因幡の六部による文久二年銘の供養塔が立つ。なお、筆寺)に因幡の六部による文久二年銘の供養塔が立つ。なお、筆寺)に因幡の六部による文久二年銘の供養塔が立つ。なお、筆寺)に因幡の六部による文久二年銘の供養塔が立つ。なお、筆寺)に因幡の六部による文人二年銘の供養塔が立つ。なお、筆寺)に因幡の六部による文人二年銘の供養塔が立つ。なお、筆寺)に因幡の六部による文人二年銘の提示はこれに譲ることとしたする際には、繁を避けて情報源の提示はこれに譲ることとしたする際には、繁を避けて情報源の提示はこれに譲ることとしたする。
- (8) 職業的な六部が廻国供養への関与を生業としていた可能性は、

近世末期、

御室配下の六十六部集団について

礼研究会編『巡礼論集2 六十六部廻国巡礼の諸相』岩田書院、かつて論じたことがある。小嶋博巳「近世六部の組織性」巡

二〇〇三年。前掲註4の拙稿も参照されたい。

生活史料集成』第二巻、三一書房、一九六九年、三〇:二三一(9) 鈴木棠三校注「日本九峰修行日記」宮本常一ほか編『日本庶民

・二四一頁ほか。

- 化財】一二五、二○一一年、島根県文化財愛護協会。吉・新太郎の例から──」島根県教育委員会文化課編『季刊文(1))鳥谷芳雄「近世六十六部の集団形成──出雲国遅江村の庄
- (11) 早川正司氏調査、館山市大井・嘉永五年(一八五二)銘塔。
- (1)小嶋「近世六部の組織性」(前掲註8)、六九―七二頁
- のちに御室配下に復帰したことになる。 この廻達のとおりであれば、六部集団は源治郎が仲間入りした(13) 日野西真定「高野山の六十六部史料」ほか、前掲註1参照。なお、
- (4) 小嶋「明治初年の六十六部の本山問題」(前掲註2)、一一五頁。
- (15) 同右、一一二頁。
- 残っている。 文書館 H-12-13-2-1/2)。註4で触れたように、ここには鑑札も(16)安政七年三月、上州勢多郡津久田村行者平右衛門宛(群馬県立
- (17)なお村上紀夫は、この写し霊場の整備のための勧進を行なった

- 堂修理のため六十六部行者念仏修行につき廻達」(『広島県史』 (18) 片山庶祐『諸日記』安政四年九月四日条(早島史料大庄屋日記編集委員会編『早島史料大庄屋日記Ⅲ』早島町教育委員会、日記編集委員会編『早島史料大庄屋日記Ⅲ』早島町教育委員会、日九二三年、九二頁)と改近年九月四日条(早島史料大庄屋町、11三二十二三八頁。 大『近世勧進の研究』法藏館、二〇一一年、二三二十二三八頁。 大『近世勧進の研究』法藏館、二〇一一年、二三二十二三八頁。
- (9) 数人連れの六部の写真は、たとえば以下の文献で見ることがで(9) 数人連れの六部の写真は、たとえば以下の文献で見ることがで「九八六年、一八〇頁。後藤和雄ほか編『読者所蔵「古い写真」館」朝日新聞社、一八〇頁。後藤和雄ほか編『読者所蔵「古い写真」館」朝日新聞社、一九八六年、一〇七頁。

近世資料編V、広島県、一九七九年、九一〇頁)。

- (20) 能方幸子「少林寺の六十六部 碑について」(前掲註6)。
- 二〇〇一年)。
 『ノートルダム清心女子大学紀要』文化学編、二五巻一号、100一年)。
- (22) 近世の六十六部が念仏信仰(浄土信仰、阿弥陀信仰)に大き

- く傾斜していたことは、廻国供養塔の意匠をはじめ、種々の史く傾斜していたことは、廻国供養塔の意匠をはじめ、種々の史と傾斜していたことは、廻国供養塔の意匠をはじめ、種々の史と傾斜していたことは、廻国供養塔の意匠をはじめ、種々の史と傾斜している(前掲註18)。
- 出として、明治初年までの廻国供養塔の四~五パーセントにこ(25)目下、阿波市市場町大野島の文化十三年(一八一六)銘塔を初伝承学』一七、説話・伝承学会、二〇〇九年、六六―六八頁。(24)小嶋博巳「縁起と巡礼――頼朝転生譚と六部たち――」『説話・

れが確認できる。

(2)こうした廻国供養の祝祭的な状況については、あちこちで類似(2)能方幸子「少林寺の六十六部)碑について」(前掲註6)。

ではあるまいか。 は困難であるが、これを記録した史料の発見は期待してよいのの伝承を聞くことができる。聞き取りで具体的に復元すること

(29) おおよそ文政期以降の廻国供養塔では願主が他国者である事であろう。

て知り得たものである。記して三氏に深謝申し上げる。 びに少林寺御住職・峯岡俊徳師には格別のご畜配を賜った。 がに少林寺御住職・峯岡俊徳師には格別のご高配を賜った。